

審議会等の名称

伊勢崎市青少年問題協議会

機関の概要

設置年月日	平成17年1月1日		
設置の根拠法令等	地方青少年問題協議会法		
設置目的 (所掌事務)	・ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 ・ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 ・ 地方青少年問題協議会法第2条第2項の規定による意見具申に関すること。		
委員任期	1号委員及び2号委員：その職にある期間　3号委員：2年		
委員数	24人	うち女性人数	5人
委員のうち 公募委員の数	0人	公募委員のうち 女性人数	0人
会議の公開	公開	公開しない理由	
議事録の公表	公表	公表しない理由	
委員名簿の公表	公表	公表しない理由	
所管課（事務局）	市民部市民活動課		